

## 船橋市PFI事業庁内検討会設置要綱

### (設置)

第1条 PFI事業の導入を推進し、PFI事業の導入の適否について統一した判断を示すため、船橋市PFI事業庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 庁内検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) PFI事業の導入が相応しい事業であるか否かの判断に関すること。
- (2) その他必要事項に関すること。

### (組織等)

第3条 庁内検討会は、PFI事業を導入しようとする課の課長のほか別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は、行政経営課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、庁内検討会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 庁内検討会は、委員長が招集し、その議長となる。

### (意見等の聴取)

第5条 庁内検討会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、行政経営課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画財政部行政経営課長、企画財政部政策企画課長、企画財政部財政課長、 企画財政部契約課長、総務部人事課長、建設局都市計画部技術管理課長
--